

令和 8 年度第 4 回（令和 8 年 9 月 1 日）行財政改革推進本部提案

□審議 ☒報告 □その他

担当部・課：総務部行政経営課〔内線 4 1 7 3〕

収納推進課〔内線 3 1 3 2〕

1 件名

債権管理の状況及び令和 8 年度債権徴収計画について

2 施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景】

本市では、債権管理に係る統一的な基準として、平成 30 年 3 月に債権管理基本方針を策定し、全庁的な債権の適正管理に取り組んできた。

また、本年 3 月に策定した行財政改革推進プラン 2030 では、基本目標 3 として「未来につなぐ健全な財政基盤を構築する」を掲げ、債権回収を強化し、歳入の安定性を高めることとしている。

【目的】

債権管理基本方針及び行財政改革推進プラン 2030 に基づき、各種債権を適正に管理し、歳入の安定性を高めるとともに、行政サービスを受ける市民負担の公平性を維持する。

また、本年 4 月 1 日に施行した石巻市債権管理条例及び同条例施行規則の規定に基づき、各債権所管課が策定した債権徴収計画により、債権を計画的に徴収する。

3 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令：☒有 □無】

石巻市債権管理条例（令和 8 年石巻市条例第 1 号）

【総合計画の位置付け：□有 ☒無】

【個別計画の位置付け：☒有 □無】

石巻市行財政改革推進プラン 2030

基本目標 3 未来につなぐ健全な財政基盤を構築する 1 債権回収の強化

4 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

平成 30 年 3 月 債権管理基本方針策定

令和 5 年 6 月 同基本方針改定

令和 8 年 3 月 行財政改革推進プラン 2030 策定

4 月 石巻市債権管理条例及び同条例施行規則施行

6 月 債権管理に関する状況調査及び令和 8 年度債権徴収計画策定

5 主な内容

- (1) 債権管理に関する状況調査の結果、令和7年度決算において65債権（前年度比4債権増：新規8件、解消4件）の収入未済項目があり、収入未済額、債権管理マニュアル・同台帳の整備状況等は以下のとおりとなっている。

1 収入未済額の状況（前年度比較）

（単位：円・件）

項 目		収入未済額	収入未済件数	不納欠損額	不納欠損件数
R 7 年度	現年度	652,326,245	46,134	2,914,459	57
	滞納繰越	2,476,016,379	96,796	229,092,442	23,225
	計	3,128,342,624	142,930	232,006,901	23,282
R 6 年度	現年度	835,602,541	36,073	17,891,755	137
	滞納繰越	2,272,035,004	75,721	224,941,902	16,626
	計	3,107,637,545	111,794	242,833,657	16,763
前年度対比	現年度	▲ 183,276,296	10,061	▲ 14,977,296	▲ 80
	滞納繰越	203,981,375	21,075	4,150,540	6,599
	合 計	20,705,079	31,136	▲ 10,826,756	6,519

2 債権管理マニュアル・債権管理台帳の整備状況

（単位：件）

項 目	マニュアル	台帳
整備済み	50 (48)	56 (54)
整備済み（部分的）	2 (2)	2 (1)
R 8 年度整備予定	5 (4)	1 (1)
R 9 年度以降整備予定	8 (3)	6 (1)
計	65 (57)	65 (57)

※ 括弧内の数値は、新規に発生した債権以外の件数

【滞納債権の縮減に向けた対応】

- ・少額債権について、特に現年度分の督促及び催告を早期に実施する。
- ・債権管理マニュアル及び徴収計画を整備し、適切な管理を行う。
- ・債権管理に関する研修を実施し、職員の知識及び実務能力の向上を図る。
- ・放棄可能な債権を精査し、適切に処理することで、債権管理事務の効率化を図る。

【参考：戻入未済額の状況】

（単位：円・件）

項 目		戻入未済額	戻入未済件数
R 7 年度	過誤払	8,485,617	259
	実績確定に伴う精算処理	0	0
	債務者の不履行（倒産・破産を除く）	0	0
	債務者の倒産・破産	0	0
	その他	0	0
合 計		8,485,617	259

※ 内訳：生活扶助費返還金（258件 8,438,927円）、児童福祉扶助費返還金（1件 46,690円）

- (2) 各債権所管課が策定した徴収計画は別紙資料 1－2 及び資料 1－3 のとおりである。徴収計画に基づき進捗を管理することで、債権管理に係る具体的な取組の検討及び成果の検証を継続的に行うことが可能となり、問題点の把握や今後の取組の改善につながることを期待される。

【参考：主な債権名】

強制徴収債権	個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、保育所保育料（公立・私立）、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、公共下水道使用料など
非強制徴収債権（公債権）	老人ホーム被措置者負担金、生活扶助費返還金など
非強制徴収債権（私債権）	市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料、市営住宅明渡遅延損害金、災害廃棄物処理業務損害賠償金、医業収益、奨学金貸付金元金収入、学校給食費徴収金など

6 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

各種債権を適正に管理し、債権徴収計画に基づき計画的に徴収することにより、財源の確保が図られるとともに、行政サービスを受ける市民負担の公平性が維持できる。

7 他の自治体の政策との比較検討

8 今後の予定及び施行予定年月日

令和 8 年 1 1 月	債権管理に関する研修の実施
令和 8 年 1 1 月まで	債権放棄に関する基準の策定

9 その他

これまで、本市の債権は、市税等滞納整理対策本部において市税等（市税、国民健康保険税及び介護保険料）を、市税を含む全ての債権を行財政改革推進本部においてその取組や債権管理状況等を所掌してきたが、全庁的な推進体制を強化し、債権管理、滞納整理等について進行管理を図るため、令和 9 年度中に「(仮称) 債権管理対策本部」を設置することとし、同本部の設置に伴い市税等滞納整理対策本部を廃止する方向で調整を進めていく予定である。